

## マラカイトグリーンについて

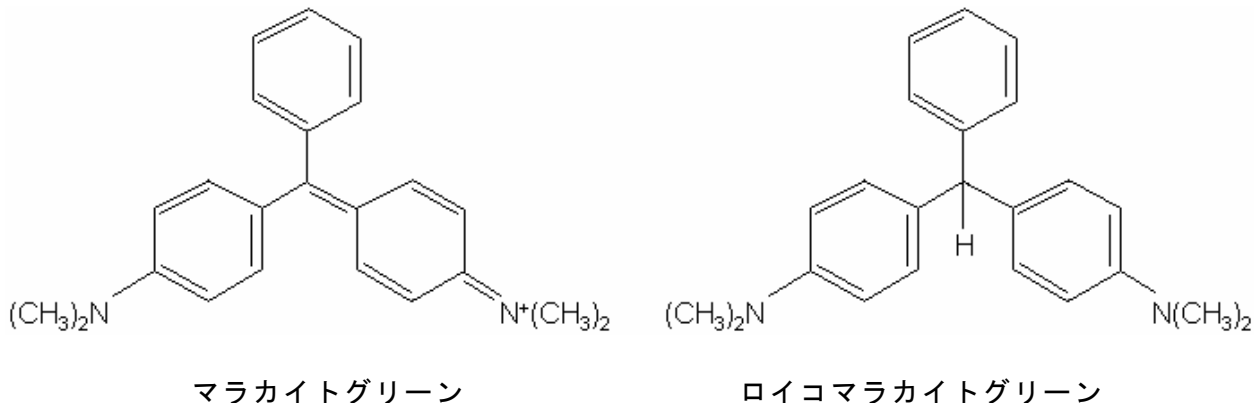
## 1. マラカイトグリーンとは

平成20年7月に中国産ウナギ蒲焼から、我が国では食品中に含有してはならないと定められている合成抗菌剤マラカイトグリーン等が検出されたとのことです。一般に、マラカイトグリーンは、緑色の合成色素として絹・羊毛・黄麻・革・綿・紙等の染色に使用されており、その名前は鉱物マラカイト（孔雀石）に似た色であることに由来しています。

また、生体内で酵素により還元され、ロイコマラカイトグリーンになります。

(1) 分子式	マラカイトグリーン	$C_{23}H_{25}N_2$
	ロイコマラカイトグリーン	$C_{23}H_{26}N_2$
(2) 分子量	マラカイトグリーン	329.47
	ロイコマラカイトグリーン	330.48

## (3) 構造式



## (4) 性状

光沢青緑色結晶で水に可溶（青緑色）、エタノールに易溶（青緑色）、最大吸収波長 616.9nm、pH2 以下で黄色。

## (5) CAS 番号 569-64-2(マラカイトグリーン)

## (6) 毒性

平成17年11月に食品安全委員会が行ったマラカイトグリーン及びロイコマラカイトグリーンの食品健康影響評価によると、発がん性のメカニズムを明らかにすることはできず、ヒトにおける発がんリスクは明確ではありませんでしたが、げっ歯類を用いた発がん性試験の結果から発がん性が示唆され、遺伝毒性も否定できなかったことから、マラカイトグリーン及びロイコマラカイトグリーンにADI（一日摂取許容量）を設定することは適当でないとしています。

## 2. 国内における状況

マラカイトグリーンは、工業用染料としての使用のほか我が国では合成抗菌剤として観賞魚の水カビ病の治療などに使用されていますが、薬事法に基づき養殖水産動物への使用は禁止されています。

また、食品衛生法に基づき、マラカイトグリーンが検出された食品は流通、販売等

することは出来ません。

### 3. 諸外国における状況

#### (1) 中国

2002年5月に「食用動物への使用を禁ずる動物用医薬品及びその化合物リスト」に組み入れられ、国により全ての食用動物への使用が禁じられています。

#### (2) 米国・EU

1970年代半ばからマラカイトグリーンに対して発がん性が指摘されるようになり、1981年には米国で、2002年にはEU加盟国やノルウェーでも食品関連への使用が禁止されました。

### 4. 参考情報

食品安全委員会のホームページにおいてマラカイトグリーン及びロイコマラカイトグリーンについての食品健康影響評価の結果を公表していますので、ご参照下さい。

(<http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20050913212>)